

山口県報

平成21年
9月8日
(火曜日)

目次

告示	一
漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意(水産振興課)	一
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(技術管理課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	一
道路の供用の開始(道路整備課)	一
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課)	二
公告	三
消費生活センターの設置(県民生活課)	三
契約の締結(文化振興課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出(商政課)	四
土地改良区役員(届出)(農村整備課)	五
県管赤谷地区生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業計画書の縦覧(農村整備課)	五
県管中須北地区生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業計画書の縦覧(農村整備課)	五
一般競争入札の実施(技術管理課)	六
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(都市計画課)	七
労委公告	七
山口県労働委員会のおつせん員候補者	七

山口県告示第三百五十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関成

豊北町加入区

山口県告示第三百五十九号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中、「電気」を「電気 電子入札システム用機器」に改める。

山口県告示第三百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年九月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 奥万倉山陽線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
美祢市西厚保町本郷字根越一八〇八の三地先から 同市西厚保町本郷字植生峠一八一六地先まで	最狭 一三・七	最狭 一〇・六	七〇・二	七二・六	道路改良工事に 完了による。

山口県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年九月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
奥万倉山陽道線	美祢市西厚保町本郷字根越一八〇八の三地先から 同市西厚保町本郷字植生峠一八一六地先まで	平成二十一年九月九日

山口県告示第三百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸徳山下松港海岸に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県山口南沿岸徳山下松港海岸に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）

- (一) 履行場所 下松市大字笠戸島字瀬戸山から同大字字打越までの間、同大字字東風浦、同大字字峠ノ浦、同大字字白浜、同大字字中河原から同大字字奈切までの間、同大字字深淵から同大字字深淵東浴までの間、同大字字大松ケ浦から同大字字笠戸島までの間、同大字字茶ノ木から同大字字葛原までの間、同大字字野山及び同大字東豊井字宮ノ洲から同大字字宮ノ洲鼻までの間
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の（二）に規定する審査で平成二十一年九月七日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
 - (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(一) 申請書の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書の提出場所
山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二二号

(三) 申請書の提出期間及び時間
平成二十一年九月九日から同月十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十一年十月二日までに発送する。

その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所(電話〇八三四一―二一―一七八七)にすること。



(二八五) 消費生活センターの設置

消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条第一項の規定により、消費生活センターを次のとおり設置しました。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関 成

一 消費生活センターの名称及び住所
山口県消費生活センター

山口市葵二丁目六番二号

二 事務を行う日及び時間

月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日を除く。)の午前八時三十分から午後七時まで(土曜日にあつては、午前八時三十分から午後五時まで)

(二八六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県立秋美術館・浦上記念館 萩市大字平安古町五八六番地の一

二 落札に係る物品の名称及び数量
可動展示ケース 七台

三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日
平成二十一年七月二十二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社丹青社 東京都台東区上野五丁目二番二号

六 落札金額
三千五百七十五千円

七 入札公告日
平成二十一年六月九日

八 その他

(一) 契約担当者
山口県立秋美術館・浦上記念館館長 上田 秀夫

(二) 調達方法
購入

(三) 落札方式
最低価格

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県立秋美術館・浦上記念館 萩市大字平安古町五八六番地の一

二 落札に係る物品の名称及び数量
可動展示ケース 十三台

三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十一年七月二十二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社丹青社 東京都台東区上野五丁目二番二号

六 落札金額

三千二十四万円

七 入札公告日

平成二十一年六月九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県立萩美術館・浦上記念館館長 上田 秀夫

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(二八七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年四月十日山口県公告(一一二四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年九月八日から同年十月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン新下関

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(二八八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年四月十四日山口県公告(一三〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年九月八日から同年十月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 明屋書店MEGA新下関店

所在地 下関市伊倉新町二丁目二〇一の一五

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(二八九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年四月二十四日山口県公告(一四四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年九月八日から同年十月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローデイ綾羅木店

所在地 下関市古屋町二丁目一七六一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成

二十一年四月十日山口県公告(一二四)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成二十一年九月八日から同年十月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン新下関
 所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一
- 二 意見の概要
 交通に係る事項について配慮を求める。

(二九二) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
	岩国市行波土地改良区	理事	田中 幸雄	岩国市行波一八五
	"	"	広中 信夫	" 三〇〇
	"	"	安村 政人	" 一八二
	"	"	村重 晋二	" 三三六
	"	"	江木 忠晴	" 二二四
	"	監事	江木 逸夫	" 二六二
	"	"	眞江木 隆	" 一九二
	岩国市川下土地改良区	理事	藤本 久雄	車町三丁目一七番六一号
	"	"	中河 弥一	中津町一丁目一四番三三三号
	"	監事	村田 清	車町二丁目二番一〇号

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

岩国市行波土地改良区	理事	江木 敏之	岩国市行波二四四
"	"	藤重 仁	" 一九三
"	"	富弘 久生	" 一七一の一
"	"	安村 政人	" 一八二
"	"	田中 幸雄	" 一八五
"	監事	村重 晋二	" 三三六
"	"	松本 照明	" 三三三の一
岩国市川下土地改良区	理事	高橋 巖	車町二丁目一四番一五号
"	"	三国 歳明	中津町二丁目三番三七号
"	監事	藤本 久雄	車町三丁目一七番六一号

(二九二) 県営赤谷地区生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営赤谷地区生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類
 県営赤谷地区生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 平成二十一年九月九日から同月二十八日まで
- 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(二九三) 県営中須北地区生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営中須北地区生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
県営中須北地区生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年九月九日から同月二十八日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(二九四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第337号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品の借入れ
- (一) 物品の名称及び数量
電子入札システム用機器 一式
- (二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 使用期間
平成二十一年十二月一日から平成二十六年十一月三十日までの間
- (四) 使用場所
山口県土木建築部技術管理課及び山口市熊野町地内
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

- (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (五) 平成二十一年九月八日から同年十月三十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (六) 平成十六年四月一日から平成二十一年九月八日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有していること。
- (七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部技術管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県土木建築部技術管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県土木建築部技術管理課
- (三) 受領期限
平成二十一年十月二十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年十月二十一日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所

(一) 山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時 平成二十一年十月二十一日午前十時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十一年九月二十八日午後五時十五分までに山口県土木建築部技術管理課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十一年十月九日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
 - 2 納税証明書
 - 3 一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績について記載した書面
- (五) 契約保証金
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県土木建築部技術管理課(電話〇八三一九三三三三六二二)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of equipment and software for the electronic bidding system
- (3) Use term: From December 1, 2009 to November 30, 2014
- (4) Use place: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government and within Kumano-cho, Yamaguchi City
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3623)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., October 20, 2009
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M., October 21, 2009)

(二九五) 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、周東町久宗土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十一年九月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 就任した理事
氏名 住所
舛田 幸治 広島県東広島市志和町七条権坂六二四の二
- 二 退任した理事
氏名 住所
道元 基 広島市安佐南区中筋三丁目三番三二一〇号



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成二十一年

八月二十七日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十一年九月八日

山口県労働委員会会長 瀧井 勇

氏名 略 歴

瀧井 勇 山口県労働委員会公益委員
山口県労働協会理事長

中坪 清 山口県労働委員会公益委員
弁護士

有田 謙司 山口県労働委員会公益委員
専修大学法学部教授

大田 明登 山口県労働委員会公益委員
弁護士

北本 時枝 山口県労働委員会公益委員
税理士

大塚 健二 山口県労働委員会労働者委員
マツタ労働組合副執行委員長

杉本 郁夫 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長

鈴木 博文 山口県労働委員会労働者委員
全国繊維化学食品流通サービズ一般労働組合同盟山口県支部長

中野 威 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会会長

宮本千代子 山口県労働委員会労働者委員
UIゼンセン同盟丸久労働組合専従書記

坂田 守 山口県労働委員会使用者委員
宇部興産海運株式会社相談役

正木 宏明 山口県労働委員会使用者委員
株式会社トクヤマ顧問

松浦 秀子 山口県労働委員会使用者委員
日新運輸工業株式会社代表取締役社長

山田 義裕 山口県労働委員会使用者委員
宇部鉄工業協同組合理事長

山中 直之 山口県労働委員会使用者委員
山口県経営者協会専務理事

柳澤 旭 山口県労働委員会公益委員
前山口県労働委員会公益委員

長嶺 平治 山口県労働委員会労働者委員
前山口県労働委員会労働者委員

大谷 憲史 山口県労働委員会使用者委員
前山口県労働委員会使用者委員

平野 忠昭 山口県労働委員会使用者委員
前山口県労働委員会使用者委員

西本 達喜 山口県労働委員会事務局長

平成21年9月8日 火曜日 山口県報 (定期) 第2089号

平成二十一年九月八日印刷

発行所

山口県知事

甲木 順一 山口県労働委員会事務局長